

徳島大学理工学部地域連携懇談会規則

平成28年4月1日
理工学部長制定

(設置)

第1条 徳島大学理工学部に、徳島大学理工学部地域連携懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 産業界からの要望、協力要請及び意見の聴取に関する事。
- (2) その他懇談会の目的達成に関する事。

(組織)

第3条 懇談会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 徳島県内の地域企業等の関係者
- (2) 本学卒業生就職先の関係者
- (3) 徳島県内教育機関の関係者
- (4) 地方公共団体の関係者
- (5) その他本学部が必要と認める者

2 前項の委員は、運営会議の意見を聴いて学部長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年の範囲内で学部長が定める期間とする。ただし、任期の末日は、当該委員を委嘱する学部長の任期の末日を超えないものとし、委員が任期の途中で欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(議長)

第5条 懇談会に議長を置き、その選出は委員の互選とする。

(会議)

第6条 懇談会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、懇談会が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。